



2023年7月28日

各 位

上場会社名 中部電力株式会社
代表者 代表取締役社長 林 欣吾
(コード番号 9502)
問合せ先責任者
経営管理本部法務グループ長 伊藤 慎
(TEL 052-951-8211)

経済産業大臣からの業務改善命令に対する改善計画の報告について

中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」）は、7月14日に、経済産業大臣から電気事業法に基づく業務改善命令を受領いたしました。（同日お知らせ済み）

本日、中部電力ミライズは、経済産業大臣に、当該業務改善命令で求められていた改善計画を報告いたしましたので、お知らせいたします。

中部電力ミライズは、4月7日に取りまとめた「コンプライアンス徹底策」に基づき、外部専門家による講演会や研修の実施、理解度チェックテストや独占禁止法遵守に係るコミットメント等により、コンプライアンス意識の深化に取り組んでおります。また、競合他社との接触を原則禁止する取扱いを徹底するとともに、社内リニエンシー制度を導入する等、独占禁止法遵守の仕組みを強化しております。

加えて、外部人材を過半数とする組織として「改善計画モニタリング会議」を新設し、改善計画の実施状況や実効性を継続的に把握・評価してまいります。

中部電力ミライズは、これらの取り組みやその実施状況を改善計画として取りまとめ、本日、経済産業大臣に報告いたしました。

中部電力ミライズは、業務改善命令を受領したことを重く受け止めるとともに、二度と独占禁止法に関する疑いを持たれることのないよう、コンプライアンスの徹底に向けた取り組みを推進してまいります。

別紙：改善計画の概要

以 上



中部電力ミライズ

別紙

改善計画の概要

2023年7月28日
中部電力ミライズ株式会社

事案の内容および発生原因

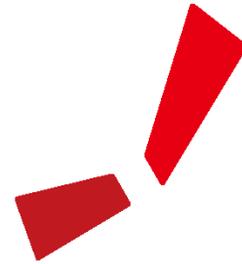
- 当社は関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）を含む旧一般電気事業者との間で、経営層を含む者において、意見・情報交換を長期にわたり頻繁に行っていたものである。今般、関西電力との間で、相互のエリアにおける販売状況や域外進出の経緯、営業体制その他の小売電気事業の営業上重要な情報等に関するやり取り（関西電力から一方的に説明を聞いたものも含む。）が一定回数以上確認されたとして、経済産業大臣より、かかる行為を行うことは適正な競争に対する信頼を著しく害するものであり、電力自由化の趣旨に反し、少なくとも電気事業の健全な発達に支障を生ずるおそれがあるものとの認定を受け、電気事業法に基づく業務改善命令を受けた。当社としては、独占禁止法上問題となる意見・情報交換を行っていたものではないと認識しているが、本命令を重く受け止める。
- また、当社は、公正取引委員会（以下「公取委」という。）より、2023年3月30日に、中部地区等における特別高圧電力および高圧電力の供給に関して、独占禁止法に違反しているとして排除措置命令および課徴金納付命令を受けた。
- 公取委による各命令については、公取委との間で事実認定と法解釈について見解の相違があることから、取消訴訟を提起し司法の判断を求めることとしているが、公取委より複数の事案に関して独占禁止法違反の疑いを持たれたことや経済産業大臣から上記認定を受けたことは、競合他社との間で面談等が行われていたことに端を発しており、当社は、このことを重く受け止めている。
- 当社は、2023年4月7日、従来より実施してきた独占禁止法遵守に向けた取り組みをさらに強化する「コンプライアンス徹底策」を公表し、これを着実に実施しているほか、公取委の排除措置命令に基づき、複数の再発防止措置を実施しているところであり、引き続き、営業活動に従事する役員・従業員のコンプライアンス意識のたゆまぬ向上や、より良い組織風土づくりに取り組んでいく。

観点	当社の取り組みや実施状況
①内部監査の継続実施	<ul style="list-style-type: none">監査部門による内部監査 【2023年度は上期・下期で実施】利害関係を有しない社外弁護士による監査 【1回/半期】
②外部人材が過半数となる組織によるモニタリング 【新規】	<ul style="list-style-type: none">社外の弁護士を含む外部人材が過半数となる「改善計画モニタリング会議」を新設し、社外の視点から、改善計画の実施状況を把握・評価【1回/半期】改善計画に対する必要な見直しに関する助言を受け、事務局は、その結果を取締役会に報告 ※会議の構成員：社外弁護士3名、社長、常勤監査役
③他事業者との接触に関するルール整備及び事前・事後統制の徹底	<ul style="list-style-type: none">競合他社との接触を原則禁止やむを得ず競合他社と接触する場合は、「競合他社との接触に関する規程」に基づき事前申請・事後報告を行う

観点	当社の取り組みや実施状況
④社内会議における法令遵守 モニタリング	<ul style="list-style-type: none">• 意思決定機関となる社内会議には法務部署の長が出席し、法令遵守の観点から資料・議論内容をモニタリング
⑤競争に関する研修の充実、 実効性の担保	<ul style="list-style-type: none">• 社外弁護士による独占禁止法に関する講演会の実施 【1回/年、管理・間接部門を除く全役職員を対象】• 社内マニュアルを用いた法務担当者による教育 【1回/年、新たに営業活動に従事する者を対象】• 各研修、教育の受講率を把握し、適宜理解度チェックテストや独占禁止法遵守に係るコミットメントを実施
⑥社内リニエンシー制度及び 内部通報制度の社内周知・ 徹底	<ul style="list-style-type: none">• 6月1日より社内リニエンシー制度を導入し、同制度および内部通報制度についてメール等により継続的に周知

(参考) 業務改善命令の概要

1. 電圧種別などにかかわらず、他の小売電気事業者と共同してカルテルおよびこれに類する競争制限的な行為をおこなわないこと、並びに他の旧一般電気事業者またはその子会社との間で相互のエリアにおける電気料金（見積りの提示を含む。）または営業方針に関する情報交換をおこなわないこと。
2. 今後、上記1の行為をしないよう、再発防止のための計画（以下、「改善計画」）を策定のうえ、社会に対して公表し、これを確実に実施すること。また、改善計画およびその実施状況を、8月10日までに書面で報告すること。なお、改善計画は、以下の事項を満たすこと。
 - ① 内部監査の継続実施
 - ② 外部人材が過半数となる組織によるモニタリング
 - ③ 他事業者との接触に関するルールの整備及び事前・事後統制の徹底
 - ④ 社内会議における法令遵守モニタリング
 - ⑤ 競争に関する研修の充実、実効性の担保
 - ⑥ 社内リニエンシー制度及び内部通報制度の社内周知・徹底
3. 域外進出（子会社によるものを含む。）のこれまでの状況および今後の域外進出の障害として認識している事項を、8月10日までに書面で報告すること。
4. 今後、電力・ガス取引監視等委員会または資源エネルギー庁が上記2の改善計画およびその実施状況、または上記3の域外進出の状況および域外進出の障害として認識している事項について報告または説明を求めた場合には、これに応じること。
5. 事案の内容および発生原因を社会に対して公表するとともに、関係者の厳正な処分をおこなうこと。



中部電力ミライズ